

# アウェア DV 加害者プログラム実施者養成コース プログラム実施者になるまで 2022年11月現在

アウェアのDV加害者プログラムとは

- ・ジェンダー平等の視点を持ち
  - ・被害者支援の一環として
  - ・「学び落とし」と「新たな学び」を提供する
- DV加害者向け教育プログラムです。

アウェアが提供する実施者養成コースのステップ1からステップ5まで修了した方は、アウェアの教材を使ってアウェアの「DV加害者プログラム実施者」として活動することができます。

## ステップ1 ジェンダーに基づく暴力(GBV) DV・デートDV 基礎研修(4日間)

DV・デートDVとは何か、なぜ起こるのかなどについて、「ジェンダーに基づく暴力」をキーワードにして徹底的に学びます。そしてすべての人の生き方を自由に豊かにする考え方を学びます。  
<このステップで2日間の実践的研修を追加で受講すると、「アウェア認定デートDV防止プログラム・ファシリテーター」対象者になります>

## ステップ2 DV被害を学ぶ研修(2日間)

加害者プログラムの実施者になるためには、被害者のことをよく理解しておく必要があります。当研修では、ジェンダーの視点から被害者の声を聞き、DVが相手に与える影響や、被害者への支援などについて広く、深く学びます。  
<このステップで2日間の実践的研修を追加で受講すると、「DV被害女性プログラム・ファシリテーター」対象者になります>

## ステップ3 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅰ(基礎編)(2日間)

DV加害者とDV加害者プログラムについて基本的でかつ重要なことを学ぶ研修です。

## ステップ4 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅱ(教材とファシリテーション編)(4日間)

DV加害者プログラムの教材を学び、それに基づく具体的なファシリテートのやり方について学びます。

## ステップ5 DV加害者プログラムを学ぶ研修Ⅲ(実習編)

まず、プログラムのグループを一定時間見学し、次にファシリテートの模擬実習を行い、その後実際のグループのファシリテートを実践します。ステップ5までの修了をアウェアが認定した方には、アウェアの加害者プログラム教材集のデータをお渡しします。※その他の詳細は後記

## フォローアップ アウェアによる各種講座と PREP-Japan による研修 他

継続学習のためにアウェアでは、アウェア・オンライン・サロンをはじめ、さまざまな機会が用意されています。また、PREP-Japan (DV 加害者更生教育プログラム全国ネットワーク) による研修の機会もあります。

### ◆ステップ2の受講免除とその免除要件について

ステップ2「DV 被害を学ぶ研修」(6時間の 2 日間、合計12時間)については、2年以上の DV 被害者支援経験を持つ方、あるいは同等の経験があるとアウェアが認めた方については、受講が免除されます。免除を希望する方は事前にご相談ください。

### ◆DV加害者プログラム研修コース ステップ5の詳細

#### ① アウェアの男性グループの見学

- ・20 時間(2 時間×10 回)以上とレポート提出
- ・見学可能グループ(各2時間)
  - A.土曜日の午前 9 時半～11 時半
  - B.土曜日の午後 3～5 時
  - C.日曜日の午後 3～5 時

#### ② ファシリテートの実習

- ・模擬実習(研修生による模擬グループでのファシリテート体験)4 時間(2時間×2 回)
- ・実際のグループでの実習 10時間(2 時間×5回)以上

アウェアの判断で実際のグループでのファシリテート実習回数が増える場合(別途有料)や、途中で研修をやめていただく場合や、規定の時間数を終えても修了を認定できない場合などがあります。

#### ③ 面談同席(ステップ5の研修Ⅲ受講中)

- 加害者の面談同席(1時間×3回)
- パートナーの面談同席(2時間×1回)

#### ④ 被害女性プログラムの見学

月に 2 回行っている女性プログラムを、1回見学できます。参加者は、パートナーが加害者プログラムに通う女性や、パートナーになんとかプログラムに通ってもらいたいと望み、まず自分自身のチカラを付けようと参加している女性です。

## ★ ステップ4とステップ5の参加要件★

受講希望者にはステップ3修了後に事前面接を行います。

### <当事者である・あった方に対する追加要件>

① DV加害者である(あった)方はステップ4とステップ5には参加できません。

自己申告だけでなく、研修中の発言などから、アウェアがその方を加害者である可能性がある  
と判断した場合は、ステップ4とステップ5への参加はお断りします。

② DVの被害体験をもつ方は、事前面接の際に必ずお申し出ください。お申し出がなく、あとでそれがわかったときは、途中でやめていただくこともあります。その場合参加費の払い戻しはできません。

③ DVの被害体験をもつ方は、お申し込みの時点で下記に該当していること

- ・自分がDVの被害にあったという自覚をはっきりもっている(例:自分に正直になっている、DVの被害体験やそれが自分に与えた影響を軽く考えないでしっかり見つめている、など)
- ・DVの問題を解決している(例:別居している、離婚している、など)
- ・被害体験から受けた影響を乗り越えている(例:自分の怒りを吐き出している、まわりの人に攻撃的になっていない、人の顔色を見ないで自己決定ができる、など)
- ・精神的な面でのケアを充分している(例:一定期間しっかりカウンセリングを受けた、その結果DVの被害にあった体験を人の前で感情的にならずに冷静に自分のこととして話せる、他)

なお、被害体験があると申告した方は、ステップ5の受講中に、実際のグループで被害体験を話していただきます。

上記のような条件を満たすサバイバーの方に限らせていただきます。加害者プログラムのファシリテーターになる勉強をすることで、まだ解決していない自分自身のDV・デートDVの問題を解決しようとしたり、回復しようとしたり、支援者になろうとしたりすると、自分にとってもまわりの人にとっても危険です。まず自分のDVの問題を解決して、ケアを充分受けてから研修を受けてください。

## ★ステップ5修了後★

ステップ1からステップ5まで全コースを修了後、地元でプログラムを実施する方が希望する場合は、アウェアのホームページで「アウェアのDV加害者プログラム研修で学んだ方」と紹介します。しかし、「アウェア」の名を使って（例：アウェア横浜）実施することはできないことをご承知おきください。また、本コースは認定制度ではありません。

### <アウェアの名前を使用できない理由>

教材はアウェアのものを使っても、ファシリテーターの考え方・やり方でまったくちがうプログラムになります。ですから、研修を終えて皆さんが始めるプログラムを、アウェアが保証したり責任を持ったりすることはできません。

DV加害者プログラムという責任が重くてリスクのある仕事に取り組む方は、独自で責任をもって実施することになります。